

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第17条【略】</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和8年3月25日から施行し、施行日以降に補助金の交付を申請する地区に適用する。</u></p>	<p>第1条～第17条【略】</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

改正後			改正前		
別表			別表		
事業名	採択基準	補助率	事業名	採択基準	補助率
I-4 農業水利施設 整備・診断事業	1 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）、又は土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）に基づく農業用排水路等の整備であって、以下の基準を満たすものであること （1）～（2） 【略】 <u>（3） 治水型</u> <u>一般型の要件を満たす地域において、一級河川に設置された農業用井堰（付帯構物を含む）を対象に、治水安全度の向上に資する施設の統廃合又は施設の撤去を伴う代替取水施設の整備</u>	1 （1）【略】 （2）【略】 <u>（3） 治水型</u> <u>工事費の 100 分の 64 以内</u> <u>ただし、中山間地域等において行われるものにあつては、工事費の 100 分の 69 以内</u>	I-4 農業水利施設 整備・診断事業	1 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）、又は土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）に基づく農業用排水路等の整備であって、以下の基準を満たすものであること （1）～（2） 【略】 <u>〔新設〕</u>	1 （1）【略】 （2）【略】 <u>〔新設〕</u>